



業一調第904号

昭和62年8月31日

祐天寺

殿

厚生省援護局業務第一課長

朝鮮籍戦没者遺骨について

昭和62年8月10日付けにて貴台から標記遺骨の返還に関する申し出がありましたが、本件遺骨につきましては、朝鮮の南北の問題があり、双方の団体の同意が得られる納骨施設への移管が必要であります。

つきましては、引続き貴寺において保管方につき御高配を賜りたくお願い申し上げます。